

改正

平成24年7月9日教委規則第9号

平成27年1月15日教委規則第1号

平成27年12月16日教委規則第12号

印西市就学援助費支給規則

(目的)

**第1条** この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部として、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 法第18条の学齢児童及び学齢生徒をいう。

(2) 保護者 法第16条の保護者をいう。

(3) 要保護児童生徒 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である児童生徒をいう。

(4) 準要保護児童生徒 第6条の規定により準要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒をいう。

(5) 世帯員 児童生徒と同一の家屋に居住する者及び別居であっても当該児童生徒と送金等の方法により生計を共にする者をいう。

(支給対象者)

**第3条** 就学援助費の支給対象者は、市内に居住し、かつ、市内に住所を有する者のうち、印西市立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者とする。ただし、印西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が相当の理由があると認められた場合は、この限りでない。

2 前項において、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により市外への区域外就学が認められている児童生徒の保護者については、関係教育委員会と協議の上、決定するものとする。

(支給対象経費)

**第4条** 就学援助費の支給対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 要保護児童生徒援助に係る対象経費

ア 修学旅行費

イ 医療費

ウ 日本スポーツ振興センター共済掛金

(2) 準要保護児童生徒援助に係る対象経費

- ア 学用品・通学用品費
- イ 新入学児童生徒学用品費
- ウ 校外活動費
- エ 修学旅行費
- オ クラブ活動費
- カ 通学費
- キ 医療費
- ク 学校給食費
- ケ 日本スポーツ振興センター共済掛金

(支給額)

**第5条** 前条の対象経費に対する支給額等は、別表のとおりとする。

(準要保護児童生徒の認定基準)

**第6条** 準要保護児童生徒として認定される者の基準は、当該児童生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当し、その世帯員の所得額等の合計が当該世帯員の合計需要額に10分の13を乗じて得た額を下回るものとする。この場合において、需要額の算定方法については、教育長が別に定める。

(1) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止を受けて3月に満たない者

(2) 被保護者に準じる程度に困窮していると教育長が認める者

2 前項の世帯員の所得額等は、世帯員ごとの当該年度の初日の属する年の前年の所得額の合計額並びに養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額とする。ただし、次条第1項の規定による申請をする際に所得額等に変化が生じているときは、当該年の見込額とする。

(申請)

**第7条** 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助費支給申請書(別記第1号様式)に要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定に必要な書類を添付し、当該児童生徒が在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

2 校長は、前項の規定による申請(以下「申請」という。)があった場合において、準要保護児童生徒の認定が必要なときは、当該児童生徒の生活状況、学校納付金の納入状況等について確認し、教育長に副申するものとする。

(認定及び決定)

**第8条** 教育長は、申請があった場合は、その内容を審査の上、要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の支給の可否を決定し、就学援助費支給決定通知書(別記第2号様式)又は就学援助費支給却下通知書(別記第2号様式の2)により、校長を経由して申請者に通知するものとする。

(権限の委任)

**第9条** 前条の規定により就学援助費を受給する保護者（以下「受給者」という。）は、校長**及**を代理人と定め、就学援助費の請求及び受領等に関する権限を委任するものとする。

2 前項の委任に当たっては、受給者は、委任状（別記第3号様式）を校長を経由して教育長に提出するものとする。

（支給期間）

**第10条** 就学援助費の支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 要保護児童生徒の受給者 申請があった年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、年度の途中で生活保護法第24条第1項又は同法第25条第1項の規定により保護が開始された者については、保護が開始された日から支給するものとする。

（2） 準要保護児童生徒の受給者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるとおりとする。

ア 申請が4月中にあった場合 当該年度の4月1日から当該年度の3月31日まで

イ 申請が5月以降にあった場合 申請のあった日の属する月の翌月の1日から当該年度の3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長は特に必要と認めるときは、同項に規定する期間を変更することができる。

（支給方法）

**第11条** 教育長は、就学援助費を支給するときは、就学援助費支給明細書（別記第4号様式）により校長に通知し、校長を経由して受給者に支給するものとする。

2 前項において校長は、就学援助費のうち現物をもって支給することが適当であると認めるものについては、現金に代えて現物を支給することができる。

3 次の各号に掲げる経費に係る就学援助費の支給は、当該各号に定めるところにより行うものとする。

（1） 学校給食費 学校給食センターに直接支払うものとする。

（2） 医療費 教育長が必要と認める場合を除き、医療機関からの請求に基づき、その都度当該医療機関に直接支払うものとする。

（3） 日本スポーツ振興センター共済掛金 日本スポーツ振興センターに直接支払うものとする。

4 第2項及び前項に定めるもののほか、就学援助費の支給時期は、教育長が別に定める。

（支給台帳の調製及び報告）

**第12条** 校長は、就学援助費の支給状況について就学援助費個人別支給台帳（別記第5号様式）を調製し、他の関係書類とともに整理保存するものとする。

2 校長は、当該年度の就学援助費の支給が完了したときは、速やかに当該児童生徒の支給状況を教育長に報告するものとする。

(事情変更等の届出)

**第13条** 受給者は、申請した内容に変更があったときは、速やかに事情変更届(別記第6号様式)により校長を経由して教育長に届け出なければならない。

2 受給者は、就学援助費の受給を辞退するときは、就学援助費辞退届(別記第7号様式)により校長を経由して教育長に届け出なければならない。

(取消し)

**第14条** 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費の支給を取り消すことができる。

(1) 支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 前条第2項の届出をしたとき。

(3) 偽りその他不正な手段により就学援助費を受給したとき。

(4) 就学援助費を支給の目的以外に不正に使用したとき。

2 教育長は、前項の規定により就学援助費の支給を取り消したときは、就学援助費支給取消通知書(別記第8号様式)により校長を経由して受給者に通知するものとする。

(就学援助費の返還)

**第15条** 教育長は、前条第1項の規定により支給を取り消した場合において、既に支給した就学援助費があるときは、期限を定めて全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告等)

**第16条** 教育長は、就学援助費の支給に関し必要があると認めるときは、保護者に対し、就学援助費の支給に必要な範囲内で報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。

(補則)

**第17条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に印西市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成19年教育委員会告示第4号)の規定によりなされた認定、手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた認定、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成24年7月9日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年1月15日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年12月16日教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の印西市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給規則の規定により現に提出された要保護及び準要保護児童生徒認定申請書（次項において「旧様式」という。）は、この規則による改正後の印西市就学援助費支給規則による就学援助費支給申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表（第5条）

対象経費		内容	支給額
学用品・通学用品費		通常必要とする学用品及び通学のため通常必要とする通学用品又はそれらの購入費	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に規定する要保護児童生徒援助費補助金（以下「国補助金」という。）の予算単価を上限として教育長が別に定める額
新入学児童生徒学用品費		小中学校に就学する第1学年の者が通常必要とする新入学に当たっての学用品又はその購入費	国補助金の予算単価を上限として教育長が別に定める額
校外活動費	宿泊を伴わない	学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に直接必要な交通費及び見学料	実費の全額
	宿泊を伴う	学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料（学年を通じて1回に限る。）	実費の全額
修学旅行費		修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担するその他必要な経費（小中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）	実費の全額

クラブ活動費	小中学校のクラブ活動（部活動を含む。以下この欄において同じ。）の実施に必要な用具等で、当該クラブ活動を行う児童生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該クラブ活動を行う児童生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費	国補助金の予算単価の2分の1を上限として教育長が別に定める額
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に要する交通費（片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃とする。）	実費の全額
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する費用の保護者負担額	実費の全額
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費	実費の全額
日本スポーツ振興センター 共済掛金	日本スポーツ振興センター加入に伴い徴収される額	実費の全額

別記

第1号様式（第7条）

第2号様式（第8条）

第2号様式の2（第8条）

- 第 3 号様式 (第 9 条)
- 第 4 号様式 (第 11 条)
- 第 5 号様式 (第 12 条)
- 第 6 号様式 (第 13 条)
- 第 7 号様式 (第 13 条)
- 第 8 号様式 (第 14 条)